

福島第二原子力発電所における救急車の要請について

2017年3月8日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

本日午前10時37分頃、発電所構内の免震重要棟*¹1階（非管理区域*²）において、電気品の点検作業をしていた協力企業作業員1名が、左手に感電し、左手第一指（親指）から第四指（薬指）を負傷しました。

このため、午前10時56分に救急車を要請し、午前11時39分、いわき市立総合磐城共立病院へ向けて搬送しました。

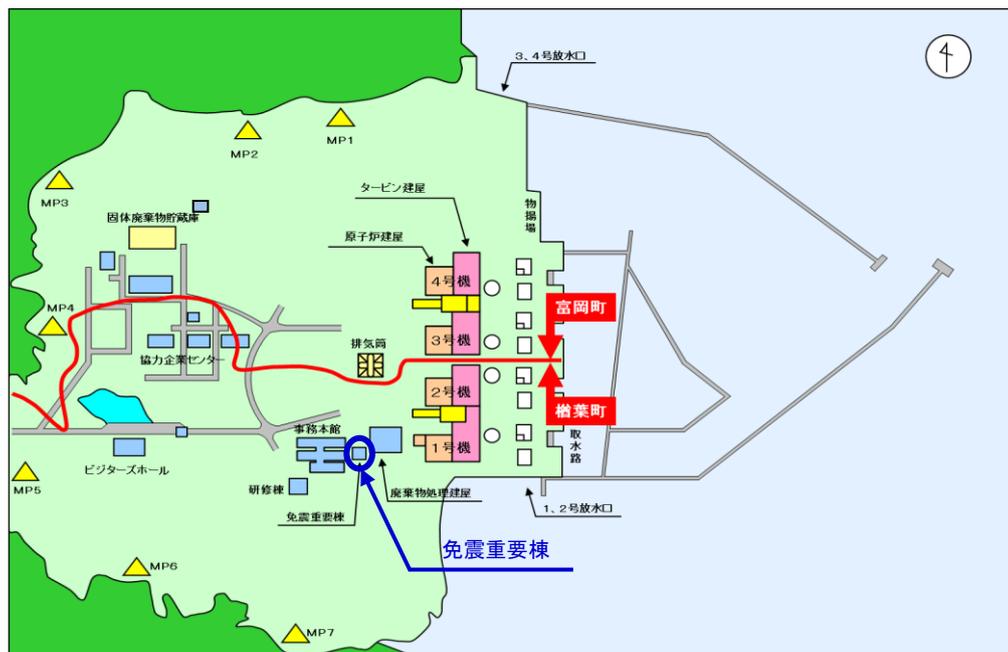
当該作業員に意識はあり、本人の身体への放射性物質の付着はありません。

以上

*1：緊急時に対策活動の拠点となる「緊急時対策室」がある免震構造の建物

*2：管理区域は放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域で、非管理区域は管理区域外の区域

【本件に関するお問い合わせ】東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111（代表）



福島第二原子力発電所 概略図